



マイナンバー制度がはじまります！

どんな制度ですか？

社会保障・税制度の効率性や透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。
10月から皆さん一人ひとりに12桁の番号(マイナンバー)が通知され、平成28年1月からマイナンバーの利用が始まります。



マイナンバー制度が導入されると...

- 申請者が窓口で提出する書類が簡素化されます。
- 「所得」や「行政サービスの受給状況」などが正確に把握しやすくなるため、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。また、不当に負担を免れることや不正受給を防止します。
- 社会保障・税・災害対策に関する分野で、情報連携が円滑になります。

個人番号(マイナンバー)

平成28年1月から社会保障・税・災害対策において、法令で定められた行政手続に利用できます。また、税の申告書や健康保険の加入届などにマイナンバーの記載が必要となります。
漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

通知カード

10月から皆さんの住民票の住所にマイナンバーを通知するカードが郵送されます。

個人番号カード

平成28年1月から交付を開始します。(交付には通知カードが必要)取得は任意で、本人確認のための身分証明書として使用できるほか、e-Taxな

どの各種サービスに利用できる予定です。

カードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、マイナンバーのほか、電子証明書などに限られます(所得などの個人情報記録されません)。
なお、住民基本台帳カードは有効期限まで利用可能ですが、個人番号カードの取得を希望する場合は、発行時に住民基本台帳カードを回収します(両方は所有できません)。

個人情報保護対策！

- マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の手続で行政機関などに提供する場合を除き、他人に提供することはできません。
- 他人のマイナンバーを不正に入手することは、処罰の対象です。

☆マイナンバーコールセンター
0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)

災害はいつくるのか、わからない！

木造住宅の耐震に対する各種制度のご案内

昭和56年以前に建設された建物は地震時、建物倒壊の危険があります。必ず無料耐震診断を受けましょう。

■対象住宅

- ◎昭和56年以前(旧耐震基準)に建築された木造個人住宅
- ※共同住宅を除く
- ◎2階以下で、延床面積300㎡以下の住宅
- ◎併用住宅の場合は、過半が居住部分であるもの

■診断内容

市が委託した診断者が訪問し、住宅の目視診断・聞き取りなどを行う2時間程度の調査です。

耐震改修設計費助成

耐震診断の結果、耐震不足と判断された住宅の耐震改修設計の一部を助成します。
※設計費用の3分の2以内で上限20万円

耐震改修費助成

耐震診断の結果、耐震不足と判断された住宅の耐震改修工事に対し、上限80万円を助成します。

※耐震シエルト設置の場合には上限24万円を助成します。

解体工事費助成

耐震診断の結果、倒壊の危険がある住宅を解体する場合費用の10分の1以内を助成。
※上限10万円

住宅リフォーム費助成

今年度より、助成額が増額されました。

■対象住宅

市内に自ら所有し、居住中の個人住宅または併用住宅
※建築後5年経過したもの

■対象工事

◎市に登録された市内の施工業者が行うもの

◎住宅の機能の維持及び向上のための工事で、工事金額が20万円以上のもの

■助成金額

・リフォーム費用の10分の1以内 ※上限20万円、ただし、耐震改修工事を同時に行う場合は上限30万円

■問い合わせ

建設課建築営繕担当
(内線243)